

山形地方裁判所酒田支部の売却スケジュールでは、

令和2年9月24日入札開始分から制度が変わりました

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、下記の各書面の提出が
入札書ごとに必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

※陳述書の用紙は、執行官室・BITサイト上において入手可能です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は資格証明書の提出が、個人の場合は住民票の提出が必要です。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ) 〒998-0037 山形県酒田市日吉町1-5-27

山形地方裁判所酒田支部執行官室 ☎0234-22-2166 (直通)

期間入札の公告

令和 8年 5月19日

山形地方裁判所酒田支部

裁判所書記官 川田 徹

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月 2日から 令和 8年 6月 9日まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月12日 午前10時00分 場 所 山形地方裁判所酒田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 2日 午前 9時30分 場 所 山形地方裁判所酒田支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 東田川郡庄内町余目字上猿田 22番地3

家屋 番号 22番3

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

床 面 積 1階 139.90平方メートル
2階 65.27平方メートル

持分10分の8



物 件 明 細 書

令和 8年 2月 6日

山形地方裁判所酒田支部

裁判所書記官 川 田 徹

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件共有者Aが占有している。

【物件番号1】

売却対象外の共有持分を有するB及びCが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件建物のために、その敷地（地番22番3, 所有者 D（登記記録上））につき使用借権が存する。買受人は、敷地利用権の設定を要する。

【物件番号1】

本件建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異



なる判断がなされる可能性もあります)。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

1 所 在 東田川郡庄内町余目字上猿田 22番地3

家屋 番号 22番3

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

床 面 積 1階 139.90平方メートル
2階 65.27平方メートル

共有者 A 持分10分の8



令和7年(ヌ)第6号
令和7年11月18日受理
令和8年 1月14日提出

現況調査報告書

山形地方裁判所酒田支部

執行官 武田 道宏

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 東田川郡庄内町余目字上猿田 22番地3

家屋 番号 22番3

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

床 面 積 1階 139.90平方メートル
2階 65.27平方メートル

共有者 A 持分10分の8



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	山形県東田川郡庄内町余目字上猿田22番地3
建 物	物件1
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる (<input type="checkbox"/> 主である建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物共有者(A、B、C) <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	1 1階南東側にある洋室を、Aが事業(個人)で利用している。室内には、トイレが設置されていて、また簡易なキッチンも設置されている。 2 雨漏りや床の軋み等、支障のある箇所はない。 3 建物は、オール電化になっている。ソーラーシステムは設置されていない。 4 建物の外、南西側に、ウッドデッキが設置されている。 5 建物内で、ペットは飼っていない。 6 Aが家族と居住し占有しており、第三者には貸していない。 7 Aの共有持分は10分の8であり、この持分が本件の売却対象である。
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日
敷 地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外土地用〈単独〉)

目的外土地の概況 (物件1 関係)	
所在地	東田川郡庄内町余目字上猿田
地番	22番3
地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/>
地積	301.76平方メートル (<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 約 平方メートル)
所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 建物共有者(A) <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 (E (Aの母親)、F (Aの実兄))
その他の事項	「その他の事項」のとおり
■関係人(<input checked="" type="checkbox"/> A (建物共有者) <input type="checkbox"/> ())の陳述/ <input type="checkbox"/> 提示文書()の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input checked="" type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>
占有開始時期	平成28年 8月22日 (物件1の建物新築日)
最初の契約日	令和7年 2月13日 (目的外土地の相続発生日)
契約等期間	令和7年 2月13日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input checked="" type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等貸主	<input checked="" type="checkbox"/> 土地共有者(E、F) <input type="checkbox"/> その他の者
当事者借主	<input checked="" type="checkbox"/> 建物共有者(A、B、C) <input type="checkbox"/> その他の者
地代・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払)
地代前払	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (金 円 分まで)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	
地代滞納	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (平成 年 月 日現在 金 円)
契約解除	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ()
訴訟提起等	<input type="checkbox"/> ない 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 <input type="checkbox"/> ある [<input type="checkbox"/> 係属中 <input type="checkbox"/> 終局 ()
その他	「その他の事項」のとおり
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 目的外土地について、北東側で、幅員約5.3mの舗装町道(建築基準法第42条1項1号道路)に接面し、南東側で、幅員約3.5mの舗装町道(建築基準法第42条2項道路)に接面している。
- 2 目的外土地について、Aの陳述によると、前所有者(Aの実父)が死去後、A(子)、E(配偶者・Aの母親)及びF(子・Aの実兄)が法定相続分に基づき、相続している。
- 3 目的外土地について、建物共有者ら(A、B、C)は、土地共有者のE(共有持分2分の1)とF(共有持分4分の1)から、2人の共有持分を使用貸借にて無償で借りている。
- 4 目的外土地について、Aの陳述によると、隣地所有者と境界争いはないとのこと。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼建物共有者)	<p>1 物件1の建物について、私が家族と居住し占有しています。第三者には貸していません。</p> <p>2 物件1の建物について、南東側の洋室を事業で使用しています。</p> <p>3 物件1の建物について、ソーラーシステムは設置していませんが、オール電化住宅になっています。</p> <p>4 物件1の建物について、雨漏りや床の軋み等、支障のある箇所はありません。</p> <p>5 物件1の建物内で、ペットは飼っていません。</p> <p>6 目的外土地について、所有者D(Aの父)が亡くなり、私と母Eと兄Fが相続しましたが、相続登記はしていません。母Eと兄Fの共有持分については、使用貸借で、建物共有者の私とBとCが無償で借りて、物件1の建物の敷地として利用しています。</p> <p>7 目的外土地について、隣地所有者と境界争いはありません。</p>
執行官の意見	
<p>■ 1 物件1の建物についての状況は、公図、建物間取図及び添付写真のとおりである。</p> <p>2 物件1の建物の占有状況については、現場の状況、立入調査の結果及び関係者からの聴取から、建物共有者ら(A、B、C)が占有していると認定した。</p>	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年11月28日(金) 10:30-10:50	山形地方法務局 酒田支局	山形地方法務局酒田支局に行き、全部事項証明書等交付申請し、取得する。
7年12月18日(木) : - :	執行官室	Aに通知を出す。
7年12月19日(金) 15:10-15:20	物件所在地	現地調査、評価人同行なし、建物外観、目的外土地、占有状況、接道状況等確認する。
7年12月26日(金) 10:00-11:00	物件所在地	現況調査、評価人同行あり、建物立入調査、占有調査、目的外土地調査、立会いしたAから聴取を得る。建物共有者のBとCは不在。
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在が予想されたので、立会人 と解錠技術者 を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、解錠技術者 に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

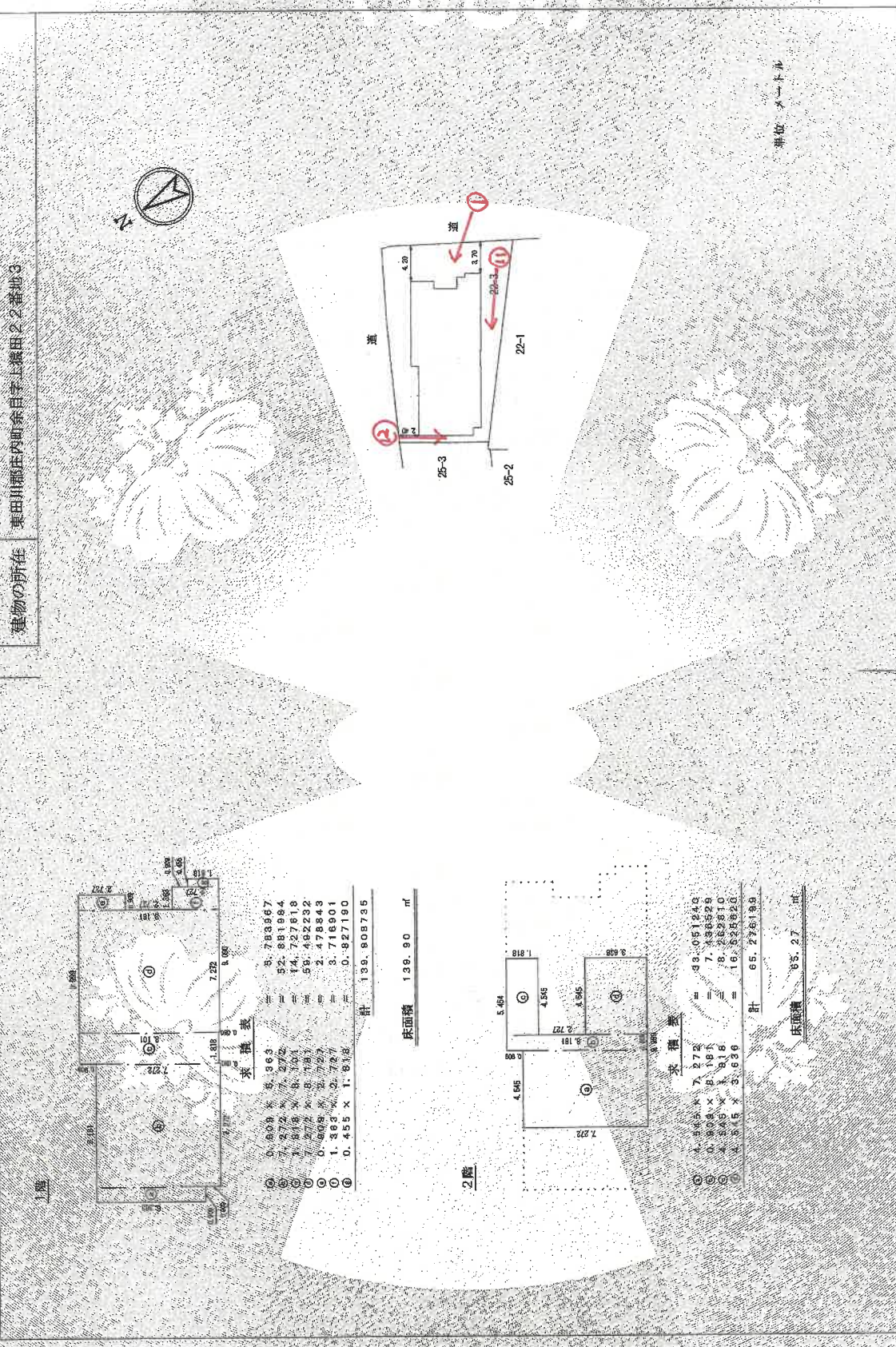
登記年月日：平成29年7月31日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年11月28日 山形地方支務局 酒田支局 登記官

各階平面図

建物図面

家屋番号 22番3
 建物の所在 東田川郡庄内町余目字上森田22番地3



凡例 写真撮影位置方向

A3版→A4版に縮小

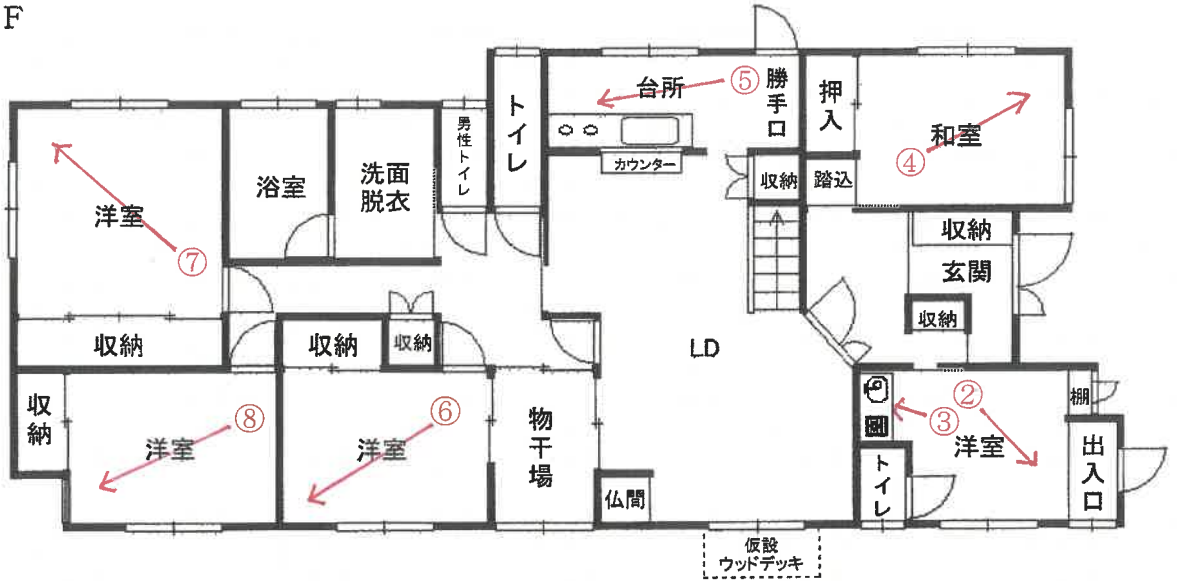
作成者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-----	----------	-----	----------

(平成29年6月28日作成)

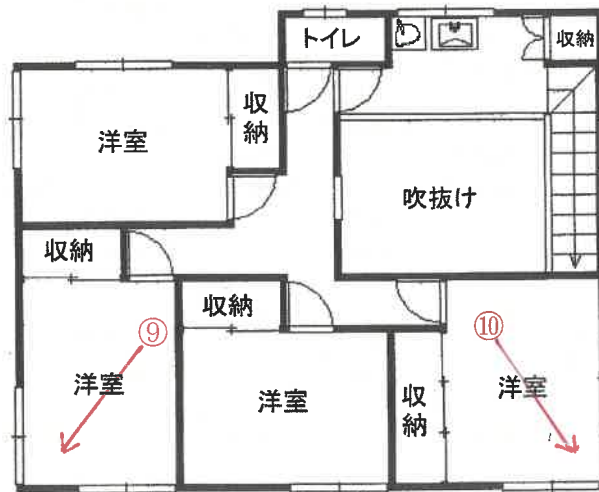
建物間取図

物件1 主である建物

1 F



2 F



凡例 : 写真撮影位置方向○→

写真①(物件1 建物外観)



写真②(物件1 1階 洋室 店舗部分)



(10 枚目)

写真③(物件1 1階 洋室 店舗内キッチン)



写真④(物件1 1階 和室)



(11 枚目)

写真⑤(物件1 1階 キッチン)



写真⑥(物件1 1階 洋室)



(12枚目)

写真⑦(物件1 1階 洋室)



写真⑧(物件1 1階 洋室)



(13 枚目)

写真⑨(物件1 2階 洋室)



写真⑩(物件1 2階 洋室)



(14 枚目)

写真⑪(目的外土地 南西側境界付近)



写真⑫(目的外土地 北西側境界付近)



(15 枚目)

令和7年(又)第6号
令和7年12月26日 現地調査
令和8年1月12日 評価

山形地方裁判所酒田支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
石川 聡

第1 評価額

物件1（建物）	金4,810,000円
---------	-------------

物件1の評価額は土地利用権等付建物としての価額である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	東田川郡庄内町余目字上猿田 22 番地 3 22 番 3 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 1 階 139.90 m ² 2 階 65.27 m ²	同左 同左 同左 同左 左記にほぼ同じ 左記にほぼ同じ
番号	特記事項		
1	本件は、共有持分（10分の8）が売却対象である。		
1	<p>物件1が存する目的外土地の概要（登記記録による）は下記のとおりである。</p> <p>【目的外土地】 所在：東田川郡庄内町余目字上猿田 地番：22番3 地目：宅地 地積：301.76 m²</p>		

第4 目的等物件の位置・環境等

1 目的外土地の概況及び利用状況等

位置・交通	J R羽越本線「余目」駅の北西方約 600m（道路距離）		
付近の状況	一般住宅のほか、店舗等が見られる住宅地域		
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第2種住居地域 60% 200% － －	
画地条件	地積 間口×奥行 形状 地勢 接面状況	301.76 m ² （登記記録） 約 23m×約 15.5m（公図上） ほぼ整形 画地内概ね平坦 角地、道路面と概ね等高	
接面道路の状況	北東側約 5.3m 舗装町道（建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路） 南東側約 3.5m 舗装町道（建築基準法第 42 条 2 項道路）		
土地の利用状況等	現況調査報告書のとおり		
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり	なし 不明 なし 不明 なし 不明
<p>（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</p>			

特 記 事 項

① 土壌汚染の存否

公的資料調査や現地調査並びに近隣土地利用状況を勘案する限りにおいて土壌汚染が存在する可能性は低いと考えられる。但し、指定調査機関の調査によらなければ土壌汚染の存否について確定できない。

② 地下埋設物の存否

現地調査による限りにおいて地下埋設物は特に見当たらなかったが、専門家等による詳細調査によらなければその存否について確定できない。

③ 埋蔵文化財包蔵地の該当有無

山形県が公表している遺跡地図によると、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。

④ 自然災害発生の危険性等

山形県が公表している土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等、庄内町が公表している洪水ハザードマップによると下記のとおりである。

- ・土砂災害警戒区域等：該当しない
- ・洪水：浸水想定区域に該当しない

2 建物の概況及び利用状況（物件1）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日：平成 28 年 8 月 22 日新築（登記記録） 経 過 年 数：約9年 経済的残存耐用年数：21年
仕 様	構 造：木造 2 階建 屋 根：合金メッキ鋼板 外 壁：サイディング 内 壁：クロス ほか 天 井：クロス ほか 床：畳、フローリング ほか 設 備：電気設備（関係人の陳述等によるとオール電化）、給排水設備、衛生設備
床面積（現況）	1 階 139.90 m ² 、2 階 65.27 m ² 、延べ 205.17 m ²
現 況 用 途 等	現況用途: 居宅 間 取 り：建物間取図のとおり
品 等	やや上位
保守管理の状態	現況調査報告書のとおり
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストの有無及びその状態 建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・その他 仮設ウッドデッキが設置されていたが、市場価値はないものとした。また、関係人の陳述等によると、窓は全てペアガラスとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 目的外土地

目的外土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号等	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差率 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
目的外 土地	17,000 円	1.02	301.76	1.00	5,230,000

ア 標準画地価格（地価公示価格等からの規準）

地価公示標準地 山形庄内-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $17,500 \text{ 円/㎡} \times 101.2/100 \times 100/102 \times 100/102 \div 17,000 \text{ 円/㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標 準 化 補 正：方位を考慮

◇地 域 格 差：街路、交通接近、環境、行政的条件等の各格差を考慮。

イ 個 別 格 差：方位+1%、角地+2%、道路後退減価-1%

相乗積計算 $(100\% + 1\%) \times (100\% + 2\%) \times (100\% - 1\%) \div 102\%$

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価補正率：建物と敷地との適応の状態、周辺環境との適合の状態等を考慮し上記と査定。

② 物件1（建物）

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

物件 番号等	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
物件1	170,000	205.17	0.56	19,530,000

ウ 現価率：

<物件1>

経過年数9年、経済的残存耐用年数21年、観察減価20%、残価率0%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定。

現価率 = (経済的残存耐用年数21年 / 経済的全耐用年数30年) × (1 - 観察減価0.20) = 0.56

2 評価額の判定

前記により求めた建物価格に土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号等	建付地価格(円)	土地利用権等 の及ぶ範囲	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
	ア		イ	ウ	
目的外 土地	5,230,000	1.00	0.10	使用借権	520,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲

本件建物の配置等土地利用実態を鑑み、上記のとおり査定。

ウ 土地利用権等割合

土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を上記のとおり査定。

② 評価額

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1②エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	共有 持分	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市場 修正	評 価 額(円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ×カ
	ア	(2①エ) イ					
1	19,530,000	+520,000	8/10	1.00	0.50	0.60	4,810,000

ウ 共有持分：10分の8

エ 占有減価修正：必要なし。

オ 市場性修正：目的物件が建物のみであること、共有持分の売却であることを考慮。

カ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮。

第6 参考価格資料

地価公示等価格	山形庄内-1
所 在	東田川郡庄内町余目字猿田92番6
価 格	17,500円/㎡
位 置	JR羽越本線「余目」駅から道路距離600mに位置する
価 格 時 点	令和7年1月1日
地 積	497㎡
供給処理施設	水道、ガス、下水
接 面 街 路	東7m町道
用途指定等	非線引都市計画区域 第2種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要	大規模一般住宅が多い既成住宅地域

第7 附属資料

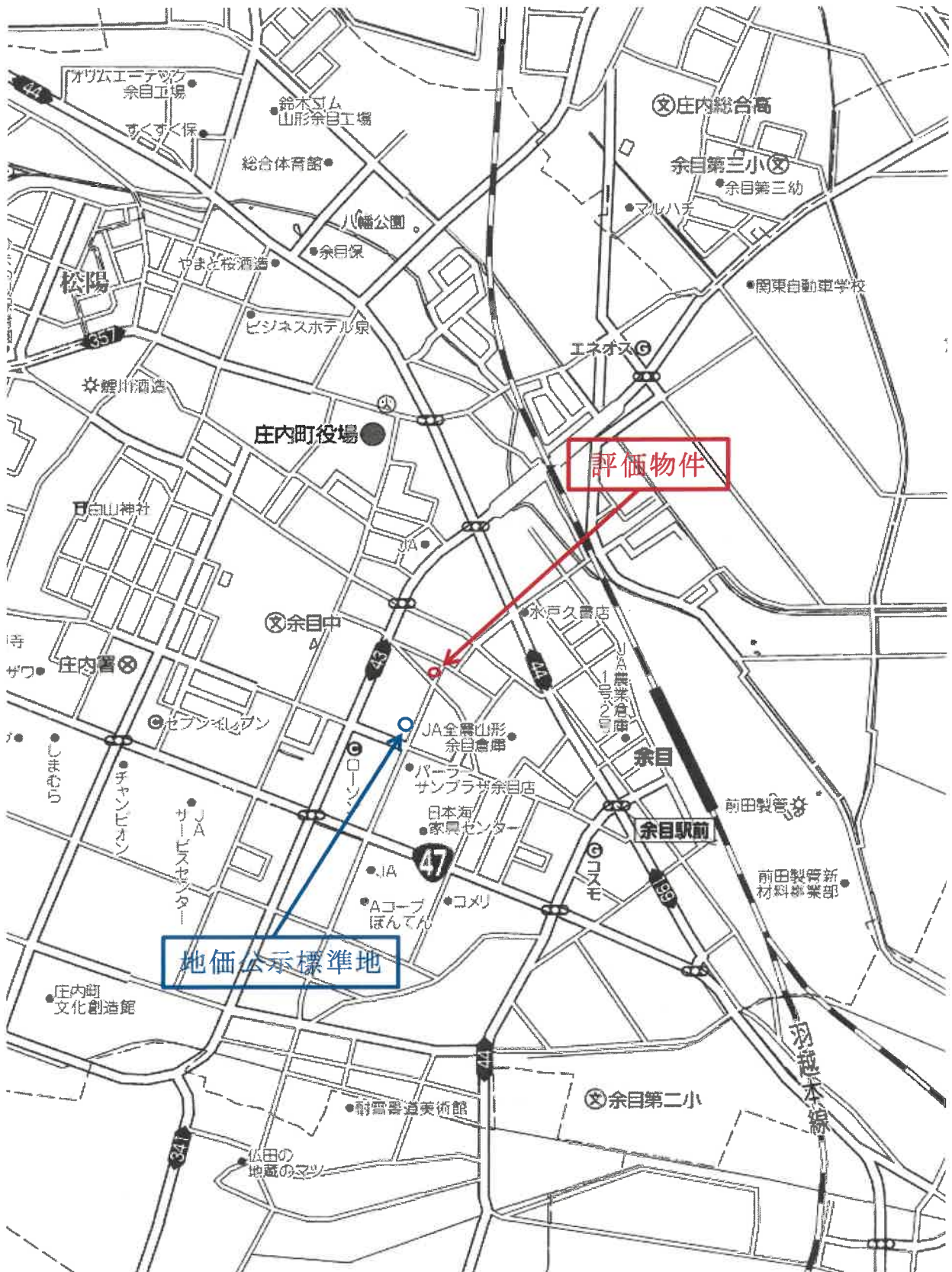
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 建物間取図

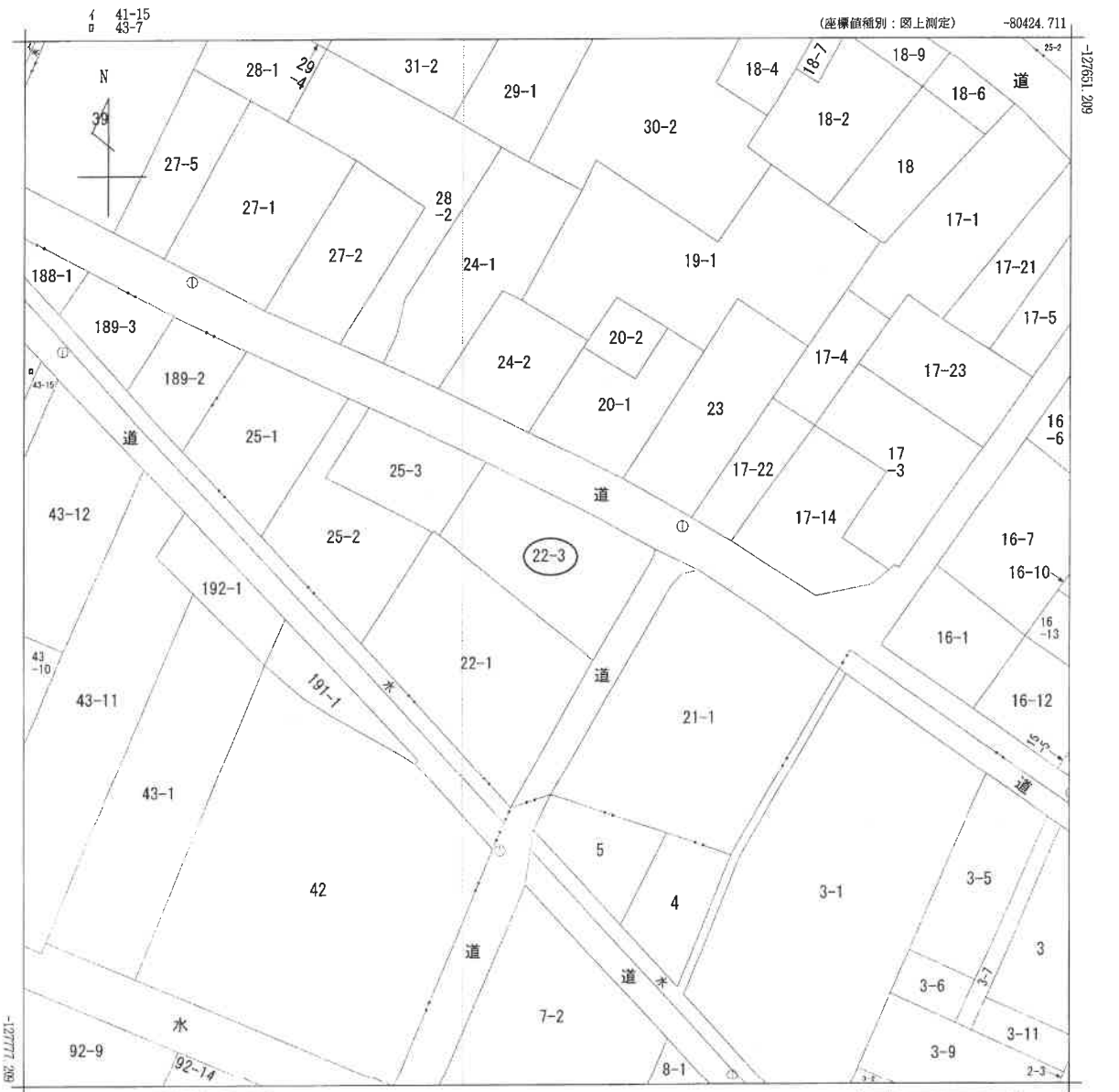
以上

位置図



縮尺 (1/15,000)





-80549 711 (座標値種別：図上測定)
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaieiyououki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し

余目
字上猿田

余目
字猿田

余目字土境下

A 余目字三人谷地
 B 余目字猿田

請求部	所在	東田川郡庄内町余目字上猿田				地番	22番3		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和63年10月			備付年月日(原図)	平成1年12月1日		補事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(山形地方法務局酒田支局管轄)

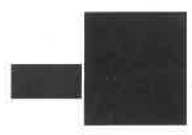
令和7年10月7日

東京法務局港出張所

地図整理番号：M54090

登記官

(1/1)



A3→A4に縮小

登記年月日：平成29年7月3日

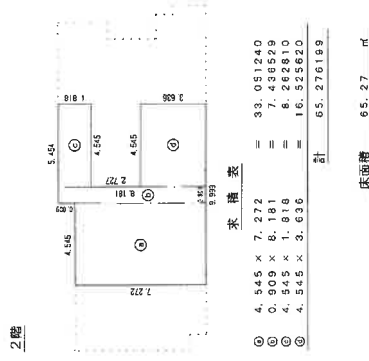
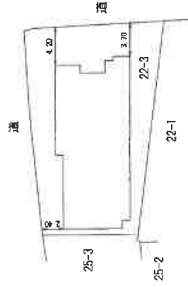
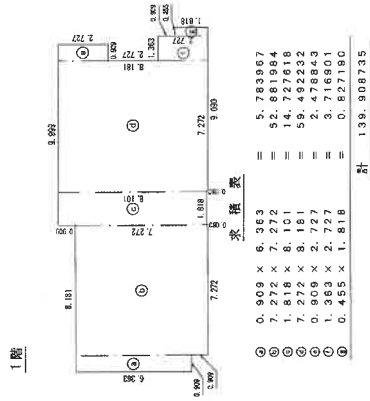
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(山形地方支庁酒田支庁管轄)
令和7年10月7日 東京法務局港出張所 登記官

各階平面図

建物図面

家屋番号 22番3

建物の所在 東田川郡庄内町余白字上糞田22番地3



単位：メートル

作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(平成29年6月28日作成)

地図整理番号：M54091

A3→A4に縮小

建物間取図

物件1 主である建物

1 F



2 F

